

竹の台地域委員会 「高齢」にかかわる勉強会

めざせ！ Happy100年人生 第11回

高齢者向け住宅・施設について 要旨

1 日 時：平成31年4月20日（土）13：30～15：00

2 場 所：たけのパーク フリースペース

3 参加者：22名

4 講 師：すまいるネット 企画係長 森口氏

高齢者住宅情報センター センター長 米沢氏

5 主な内容

(1) 筧委員長あいさつ

- ・昨年6月から、この勉強会を始め、昨年度は10回実施した。今年度も引き続き実施していきたい。本日は、平成最後の勉強会となるが、「すまいの話」を聞きたいという要望を受け、高齢者向けの住宅・施設について勉強したい。

(2) 「すまいるネット」とは

- ・神戸市のすまいに関する総合相談窓口であり、運営は「神戸市すまいまちづくり公社」が行っている。場所は三宮のサンパル4階（秋ごろに新長田に移転予定）だが、電話相談も受けている。
- ・一級建築士、消費生活専門相談員、融資相談員などがおり、相談内容に応じて対応する。年間約6,000件の相談があり、建築や契約の相談が多いが、高齢者の住みかえに関する相談も500件ほどある。このほか、空家の活用方法に関する相談や、登録案件のマッチング（空家・空地地域利用バンク）なども行っている。
- ・すまいるネットでは、「知って得する高齢者のすまいあれこれ」という出前トークを行っており、「住み続けますか、住みかえますか」と問いかけをしている。平均寿命と健康寿命の差は、男性で8歳、女性で13歳ほどあり、何らかの介護が必要な期間をどこでどのように過ごすかといったことについて、健康なうちから考えておくことはとても大切である。

(3) 今の家に住み続けるケース

- ・高齢者が遭遇する事故の77%が「家の中」で起こっている。階段、玄関、部屋の入口、トイレ、浴室など、バリアフリー化をしておけば、事故防止はもちろん、自立支援や介護者のゆとりにもつながる。
- ・手すりをつける、滑り止めをする、段差を低くする、浴室は滑りにくい床や、浴槽をまたぎやすい高さにするなど、様々なバリアフリー化が考えられる。
- ・介護保険の対象者は、住宅改修にも保険が使えるので、ケアマネージャーと相談してほしい。また、認定外の人には「神戸市バリアフリー住宅改修補助制度」があり、所得条件はあるが、1/2～1/3の補助が出る。
- ・安心リフォームのポイントは、希望を細かく伝え、それをよく聞いてくれるような信頼できる業者に頼むことである。契約を急かすなどの悪質業者には注意する必要がある。また、工事中の生活（トイレ、風呂など）のことも考えておく。

- ・このほか、安否確認や、片づけ等の業者の紹介も行っている。また、耐震化（診断、家具の配置や固定など）の相談にも応じている。

（４）住みかえるケース

- ・高齢者住宅には、元気なうちに住みかえる「一般居室」と、介護が必要になってからの「介護居室」がある。
- ・「一般居室」には、緊急ボタン、リズムセンサーなどの設備があったり、介護スタッフが常駐したりするが、生活は原則自由である。一人暮らしの人や子供がいない夫婦が住みかえるケースが多いが、子供や嫁に苦勞をかけたくないというケースも増えている。
- ・「介護居室」には、ワンルームでトイレ・洗面施設はあるが、病院の個室のイメージに近く、24時間見守り体制であるため、プライバシーは重視されない。
- ・介護になってからでは、家探し、契約、片付け、今の家の処分、引っ越しなどができないので、「一般居室」に住みかえるなら、70歳代のうちにしておく方がよい。ただし、ある程度のお金はかかる。
- ・「介護居室（施設）」については、子供などの意向によるものが大きく、自分で選んで住みかえる人はほぼいない。
- ・80歳から85歳の3割の人が介護認定を受けている。それまでは、自分の家に住み続けることが多く、現実的には、自分の家で暮らし、介護を受けつつ、どうしようもなくなった時点で施設に入るというパターンが多い。
- ・介護保険は、介護度に応じて上限が決まっており、この上限までは1割負担ですむ（所得に応じて2割・3割負担の人もある）が、要介護5であっても、36,000円が限度なので、月20万円ほどかかる施設では、17万円近くが自己負担となる。
- ・通常、要介護3が施設に入るかどうかの境目になる。
- ・「一般居室」型の住宅としては、有料老人ホーム、シニア向け分譲マンション、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）、シルバーハウジングがある。福祉施設としては、軽費老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホームがある。「介護居室」を併設し、要介護になれば、こちらに移って、最期まで世話をしてくれるところもある。
- ・「介護居室」型の住宅としては、介護付き有料老人ホーム、グループホーム（要支援2以上）、サ高住（要介護者用）がある。また、要介護1以上の医療施設として、療養型医療施設（介護医療院）や老人保健施設（老健）がある。福祉施設としては、特別養護老人ホーム（特養）（要介護3以上）や介護付きケアハウスがある。
- ・西区には、介護付き有料老人ホーム7施設、グループホーム25施設、要介護者用サ高住16施設、老健7施設、特養18施設がある。
- ・グループホームは9人で1つのユニットとなっており、共同生活をする。
- ・社会福祉法人が運営している「特養」は4人部屋だと月5～6万円（1人部屋なら18万円程度）であり、人気が高く、待ち人数が非常に多い（ただし、貯金が多いと減免を受けられない）。
- ・医療法人が運営する「老健」は3～6カ月で一旦、出る必要がある。入院中に地域医療室と相談しておく。療養型医療施設は、いわゆる「老人病院」であり、出なくてよいが、介護保険施設へ変革中である。

- ・介護保険を使って神戸市内の施設に入るには、神戸市に住民登録がないといけない。
- ・「介護居室」には介護保険制度が適用されるので、利用者負担が少ないこと、また、事業者には税の優遇制度があるほか、利用料を介護保険から受け取れることから、最近、増えている。
- ・一般：介護は2：8くらいの割合で、2極化し、元気な人向けの住宅は非常に高額になっている。特に神戸は高級なものが多いが、高いなりに充実はしている。
- ・以下、ゆいまーる伊川谷（介護向けサ高住）、フォレスト垂水・チャーム須磨海浜公園（介護付き有料老人ホーム）、舞子台ホーム（特養）などの住宅・施設の事例紹介があった。
- ・老後のために考えておきたいこととして、①荷物の整理、②住まい、③後見人、④相続・遺言、⑤看取り、⑥葬儀、⑦お墓が挙げられた。

(5) 主な質疑

- ・親が自宅での介護ではどうしようもなくなったとき、希望する条件で、どのような施設があるかなどの相談はどこにすればよいか。あんしんすこやかセンターか、すまいるネットか？
→ どちらでもよい。ただし、どうしようもなくなる前に移っていた方が、本人にとっても、施設にとってもよい。親が元気なうちに、子供も勉強しておいてほしい。